

## 平成27年度第1回周防大島町防災会議録

### 1 開催日時

平成28年2月5日（金）13時30分から14時30分まで

### 2 場所

大島文化センター2階研修室1・2

### 3 出席状況（会長、会長代理除く。）

委員数25人、出席25人（代理者含む）

### 4 議事

(1) 周防大島町地域防災計画 改訂案の協議

(2) パブリックコメントの実施方法

### 5 会議内容

#### ○開会挨拶

【総務課長（司会進行）】

定刻になりましたので、ただ今から「平成27年度第一回周防大島町防災会議」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日の進行をさせていただきます、総務課長の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

会議の前に、本日の会議資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、周防大島町防災会議委員及び出席者名簿、席次表、周防大島町地域防災計画（素案）訂正一覧表、周防大島町防災会議条例です。

資料といたしましては、資料1 地域防災計画の計画修正といたしまして、それぞれ、資料1-1「計画の修正概要」、資料1-2及び1-3につきましては、事前にお配りしております「地域防災計画 新旧対照表」でございます。資料2が「パブリックコメントの実施方法について」です。以上が資料となっております。

資料1-2及び1-3につきましては、ご持参されてない方がいらっしゃいましたら、若干の予備がございますので、お申し付けください。

よろしいでしょうか。

次に、お願いになりますが、会議録作成のため、本日の会議内容は、録音させていただきます。また、会議録につきましては、後日、町のホームページに公開させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、会議次第2の委嘱状の交付を行います。本来ならば、町長から各委員の皆様

に委嘱状をお渡しさせていただくところではございますが、時間の関係もございますので、勝手ながら、委嘱状は代表者の方への交付とさせていただきます。

それでは、委員を代表いたしまして広島海上保安部柳井海上保安署長の岡村様にお受けいただきたいと存じます。

## ○委嘱状交付

周防大島町長から広島海上保安部柳井海上保安署長に交付

### 【総務課長】

委員の皆様の委嘱状につきましては、会議資料と併せて、お席にご用意させていただいておりますので、お名前などにお間違いはないか、ご確認をお願いいたします。

また、自己紹介につきましては、お一人お一人をお願いするところがございますが、時間の都合上、お配りしております名簿にて、ご紹介に代えさせていただきます。

## ○会長あいさつ

### 【総務課長】

次に会議次第3の周防大島町防災会議会長の椎木町長がご挨拶を申し上げます。

### 【周防大島町長】

本日は、ご多用の中、周防大島町防災会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

皆様方には、日頃より本町の防災行政をはじめ町政全般にわたりまして、多大なご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災から、はや5年が過ぎようとしておりますが、この間においても、平成25年7月28日の山口県と島根県豪雨災害、平成26年8月6日の岩国和木豪雨災害、同年8月20日には、広島市で発生した豪雨災害では、多くの方が犠牲となりました。

また、昨年は、関東・東北豪雨においては、鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害をもたらしております。

このように、毎年、日本各地で自然災害が発生しており、国においても、その教訓に基づく対策の見直しが行われているところでございます。

本町においては、大規模災害に備え、防災倉庫の設置や備蓄品の拡充、各種ハザードマップの作成等ソフトハードの両面から防災対策に取り組んでおります。

また、本年度においては、洪水災害に備え町内4箇所(河川)に防災カメラを配備し、避難勧告等を発令する判断材料の一つとして設置したところでございます。

しかしながら、近年の豪雨災害の増大に加え、今後30年以内でかなりの高い確率で発生が予測されております、南海トラフ地震による本町への著しい地震津波災害が生ずる恐れがあり、その対策を求められているところでございます。

これらの大規模な災害への対応を図るため、「町民の皆様が幸せに暮らせるまち」を実現

するために、防災対策の基軸となる「周防大島町地域防災計画」を修正する次第でございます。

本日は、「周防大島町地域防災計画」の修正案につきましてご審議いただくわけですが、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただき「周防大島町地域防災計画」がよりよい計画となりますように、ご協力の程お願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの挨拶といたします。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【総務課長】

それでは、早速議事に移らせていただきます。消防防災班長の中元がご説明いたします。

【消防防災班長】

失礼します。総務課消防防災班の中元と申します。説明は、座らせて説明させていただきます。

周防大島町地域防災計画の修正概要の説明に入らせていただく前に、今回新しく防災会議委員になられた方も、多数いらっしゃいますので、防災会議、地域防災計画の位置付け等について、少しご説明をさせていただきます。

まず、この防災会議ですが災害対策基本法において、国は内閣府に中央防災会議を置くことになっております。都道府県においても、都道府県防災会議を設置し、市町村は、市町村防災会議を設置するよう定められております。

また、災害対策基本法第16条第6項に基づき、お手元の資料にあります、周防大島町防災会議条例を制定し、防災会議の所掌事務、委員構成などを定めております。

次に、地域防災計画についてでございますが、我が国における防災に関する最上位の計画は、中央防災会議が策定した防災基本計画でございます。

その防災基本計画を基に、都道府県では、都道府県地域防災計画を作成することになっており、市町村においては、国、県の計画を基に、市町村毎に地域防災計画を作成することになっております。

周防大島町地域防災計画では、災害予防の計画、災害応急対策の計画、復旧・復興計画に関する計画などを定めております。

ここ数年、想定外の自然災害により、多くの被害報告がされており、特に東日本大震災については、被害の大きさから、さまざまな検証が行われております。そのような大規模災害の検証結果や、災害の教訓を基に、防災に関する法律の改正がおこなわれ、国・県の計画も、その都度見直をされています。

本町においても、その上位計画との整合性を図るために、今回、周防大島町地域防災計画を修正いたします。

この防災計画の作成、修正については、災害対策基本法第42条の規定により、この防災会議で行うことになっております。

以上が、簡単ではございますが、防災会議と地域防災計画の位置付けについての説明となります。

それでは、引続き周防大島町地域防災計画の修正について、ご説明をさせていただきます。

はじめに資料 1-1「周防大島町地域防災計画 計画の修正概要」について、説明をさせていただきます。1 番の「計画修正の目的」でございますが、平成 23 年 3 月に発生した、東日本大震災以降の地震災害や、土砂災害等に対応するため災害対策基本法をはじめとする、各種法律が見直され、防災に関する最上位計画である国の防災基本計画が改訂されており、山口県地域防災計画においても、大震災以前も、随時見直しをされておりますが、大震災以降、平成 27 年度までに、計 5 回の見直しがおこなわれております。

本町の地域防災計画は、平成 18 年に策定したものであり、各種法令や、上位計画等の大幅な改訂を受け、今回全面的な見直しを行うものでございます。

次に 2 番の「計画修正の流れ」についてでございますが、関係法令や上位計画等、地域防災上の課題、並びに計画改定方針等を踏まえたうえで、町の関係各課の修正意見をもとに、事務局が修正素案を作成しております。

その素案を、今回の、第 1 回防災会議に諮った後、2 月中旬頃パブリックコメントを実施いたします。

なお、パブリックコメントの、実施内容につきましては、後ほど、ご説明いたします。

住民の方からいただいた、意見については、事務局の方で調整し、必要に応じて地域防災計画（素案）に反映させ、最終案を作成いたします。

その後、年度末で大変お忙しいこととは存じますが、3 月末頃に、第 2 回周防大島町防災会議を開催し、成案とさせていただきたいと思っております。

次に資料の 2 ページになりますが、3 番の「修正の概要」について、ご説明をさせていただきます。

「計画の修正方針」といたしましては、表 1 に記載しておりますとおり、「計画で重点的に、見直すべき項目の修正方針」として、災害対策基本法をはじめとした災害関連法、防災基本計画を反映したものであり、山口県地域防災計画を基本にして修正をおこなっております。

次に、「計画の全体構成の修正方針」でございますが、今後の見直しを考慮し、県の防災計画の構成を基本として再構成し、現在の町防災計画になく、町に関連がある県計画の章及び節については、今回、新たに追加しております。

また、章・節・項区分の構成は、基本的に県の地域防災計画に準じ、町計画と県計画で異なる記述については、県計画を参照しております。

次に、今回の修正素案は、計画の簡素化を図るため、本町の災害の特性から対象災害は風水害、大規模地震とし、風水害の記載を中心とした本編を基本としており、震災対策編においては、本編に同様の記載があれば、国の防災基本計画の、準用表記例に準じて記載をしております。

また、計画内の図表など、資料編に移動すべきものについては資料編に移動をさせていただきます。

以上のことを踏まえて、次の 3～4 ページに、計画素案の全体構成を、記載しております。

表の左側に記載しておりますのが、本編の構成であり、右側が震災対策編の構成となっております。濃いグレーの網掛けについては、本編の準用が、節の半分以上で、薄いグレーの網

掛については、本編の準用が節の半分未満として区分しております。

最後に、山口県地域防災計画の見直しに伴う修正についてでございますが、先程、ご説明させていただきましたとおり、山口県では、平成23年以降計5回の見直しを実施しており、年度別でみる、主な改訂内容に対する、町の対応箇所については、4～5ページの表に記載しておりますとおり、それぞれ町の計画素案に反映をさせております。

詳細につきましては、事前にお配りしております「資料1-2、1-3の新旧対照表」に記載しておりますとおりでございます。

以上が、計画の修正概要についての説明でございます。

ここで、資料の修正及び計画に対するご意見等をいただいておりますので、【周防大島町地域防災計画（素案）訂正一覧表】にて、ご説明をさせていただきます。

一覧表に記載しておりますページの表示については、事前に配布しております、資料1-2及び1-3の「本編、震災編の新旧対象表」でございます、下段中央に記載している通しページでございます。なお、訂正箇所については、朱書きで記載しております。

本編の総則、3ページのキにございます、「町消防団長」とありますが、これは「町消防団長及び支部団長」の誤りでございます。

同じく、9ページの柳井健康福祉センター保健環境部（柳井環境保健所）の事務または業務の大綱について、1～11まで、それぞれ、表現の修正と文面の追加及び削除の訂正でございます。

次に、本編、災害予防計画の14ページ、【屋代ダム放流連絡体系図】の柳井地区広域消防組合消防本部の連絡先の誤りです。0820-22-0040が正しい番号でございます。

同じく、56ページ[医療救護活動体系図]に記載している「済生会、農協連等」を「済生会、厚生連等」に訂正いたします。

次に、本編、災害応急対策計画の149ページ第2項1の（1）医療救護活動の編成のイに記載しております、「山口大学医学部に対して」を「山口大学医学部等に対して」に訂正いたします。

同じく、155ページ 7の費用の範囲（1）のウに記載しております。「内閣総理大臣が定める」は、「厚生労働大臣が定める」の誤りでございます。

同じく、156ページ 9 実施期間（1）医療の期間 イ 「特別の事情がある時は、知事に特別基準の協議を行う。」を「特別の事情がある時は、知事は、内閣総理大臣に特別基準の協議を行う。」に訂正いたします。

同じく、161ページ 第5項 3 損害賠償の2行目の「または障害の状態」と記載されている箇所は、「又は廃疾となった」に表現に修正いたします。

同じく、219ページの中段に記載しています、送達経路図内の柳井健康福祉センター（保健福祉企画課）を削除し、県災害救助部から直接、本町に送達される形が正しいものです。

同じく、221ページの下段に記載しております、1 「町の防疫措置」を「町及び県の防疫措置」に修正し、文面の「町は、災害の種類、」を「町及び県は、災害の種類、」に修正いたします。

関連して、222ページの（2）防疫活動の内容 ア 措置事項の下に記載しています、

「町長の指揮のもとに、それぞれ」を「防疫及び検病調査についての業務実施基準はおおむね次のとおりとし、」に修正いたします。

231ページの(2)対策系統の図中の「柳井健康福祉センター」と「一般社団法人山口県産業廃棄協会及び協会員」の配置が逆になっておりますので訂正いたします。

本編、復旧・復興計画の384ページ 2の(3)イ「小規模企業者等設備導入資金助成法による」の箇所を全文削除いたします。

最後に、震災編の総則 6ページの柳井健康福祉センター保健環境部（柳井環境保健所）の事務または業務の大綱について、本編同様、1～11まで、それぞれ、表現の修正と文面の追加及び削除です。訂正してお詫び申し上げます。修正の説明については、以上です。

#### 【課長】

議事の(1)周防大島町地域防災計画 改訂案につきまして何かご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。ご意見がございましたら挙手をお願いいたします。マイクをお席の方にお持ちいたしますのでよろしくお願いいたします。

#### 【委員】

資料1の11ページ、公共的団体について、大島郡医師会の下に記載されている、大島郡薬剤師会はなく、現在、柳井薬剤師会になっているので、訂正をお願いします。

#### 【事務局】

大変失礼いたしました。柳井薬剤師会に訂正をいたします。

#### 【委員】

資料14ページに記載されている内容について、周防大島町も高齢化がかなり進んでいて、一人暮らしの高齢者など要配慮者が多く、平成22年の資料しか記載されていないので、最新の国勢調査資料を入れられたらいいと思います。

一世帯当たり人員は、2.17が現在は、2を切っていますし、高齢化率も50%を超えていますので、その辺、平成22年の状況と、現在、これからの予想とかなりかけ離れた数値なので、最新のデータで記載されたらどうかと思います。

#### 【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。確かに、平成22年の資料はかなり古いものでございます。平成27年度において国勢調査が実施をされましたが、現時点では確定値が公表されていないため、平成22年の資料を掲載しております。

防災計画の製本については、平成28年度予算で実施する予定でございますので、その間に公表されれば、最新のデータを反映させたいと思います。

#### 【委員】

先程言いました、要配慮者という言葉が、今回よく使われていますが、資料を全部見ると、要配慮者という言葉が入っているところと入っていない箇所があるので、多分、全部入れといた方がいいと思います。

#### 【事務局】

再度、資料を確認して、要配慮者という言葉を入れる必要がある箇所については、修正い

たいと思います。ご意見ありがとうございます。

【課長】

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

【委員】

修正のことではないのですが、スケジュールの関係ですが、修正案の備考欄の所に、平成 27 年の県の防災計画との整合とあるのですが、今、県防災危機管理から平成 28 年度の見直しについての依頼が来ていますが、これが 2 月末であり、この見直しとの関係はどうなるのでしょうか。

【事務局】

県の防災計画につきましては、現在、県から関係機関に照会が来ていると思いますが、実際、県の防災計画の修正は、平成 28 年の夏か秋頃になるのではないかと思います。中身について、町計画は、県計画に準じて作成、修正を行っておりますので、当然、県が修正を行った場合は、町に関連する項目等があれば、必要に応じて、当然、町の防災会議に諮りまして、見直しを今後も行いたいと思います。

ですので、今現在につきましては、最新が平成 27 年度で策定されています、県の防災計画に準じて、今回は見直しをしております。

【委員】

県防災計画の見直しで、町に関連することがあれば修正を行うという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。県の修正に対して、町に関連する項目などがあれば、必要に応じて防災会議で協議いただき、修正等を行っていききたいと思います。

【委員】

了解しました。

【課長】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

【委員】

36 ページの防災パトロールの実施について、今までの計画では、防災パトロールの実施結果は、町は各防災関係機関及び住民に対して公表するものとなっていたが、修正案では住民が削除されているが、やはり結果は、住民に公表すべきではないかと思うのですが、削除した理由を教えてほしい。

【事務局】

やはり、備考欄に記載されているとおり、県の防災計画に準じての記載ですが、ただ、防災パトロールに関しては事前に災害等が発生する恐れがある場合とか必要に応じて、防災無線や防災メールでお知らせをする事案もあります。

【委員】

実際、災害が起こった時ではなくて、その起こる前に、危険箇所を確認して、ここは安全、ここは危険であるとか、住民に対しては、知らせるべきではないかと思います。ハザードマ

ップを配布して周知はしているとは思いますが、毎年、必要に応じてやるわけですので、その結果としては、それ以外の、例えばここは危険であるので改修中ですとか、そういう状況も住民に知らせるべきで、住民はあのハザードマップだけをみて分かる人がどれだけいかわかりませんし、ぼくは結果を関係機関だけでなく、やはり住民に知らせていくべきだろうと思います。

**【事務局】**

委員が言われるように、危険箇所については、各種のハザードマップを町が作成し、全戸配布をしております。委員が言われるとおり、見られておられない方もいるかと思えます。ですので、そういった状況を定期的に、広報ないしホームページで周知していく必要があるかなと思えます。現在、土砂災害の大変危険な箇所について、県が町内全域を調査実施し、来年度において、県が土砂災害の特に危険な地域いわゆるレッドゾーンの指定を行います。当然、町においても、指定された地区においては、再度ハザードマップを作成し、特に危険な場所には、住民には周知をしていくようになるだろうと思えます。

**【委員】**

変えないということですか。では、修正案のままでいくということですか。

**【事務局】**

すいません。防災計画内容については、検討させてもらって、今回パブリックコメントを実施した後、住民からの情報、意見をあわせて、次回の防災会議時にお知らせをする形で、検討させていただければと思います。

**【課長】**

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、次に議事の（２）パブリックコメントの実施方法についてご説明をいたします。

**【事務局】**

それでは、資料２のパブリックコメントの実施方法について、ご説明させていただきます。

はじめに、意見募集の期間でございますが、平成 28 年 2 月 12 日（金）～2 月 26 日（金）到着分までを予定しております。公表する資料につきましては、3～5 ページの【周防大島町地域防災計画（素案）修正の概要】と【周防大島町地域防災計画（素案）】を町のホームページ及び周防大島町総務課、各総合支所にて公表いたします。

意見の提出方法につきましては、任意様式の意見書に、必要事項を記入していただき、持参、郵送、ファックス及び電子メールのいずれかの方法で提出していただきます。なお、電話など口頭による意見の受け付けは行いません。

提出されたご意見については、計画策定にあたっての参考とさせていただきます、ご意見に対する町の考えをまとめたうえ、町のホームページに公表する予定にしております。なお、ご意見に対する個別の回答は行いません。

以上、簡単ではございますが、パブリックコメントの実施方法についての説明です。

**【課長】**

議事の（２）パブリックコメントの実施方法について、何かご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。



**【委員】**

総合戦略の時に、パブリックコメントをだされてましたが、あの時もパブリックコメントの締切と同時に素案が見れなく、削除されていました。で、パブリックコメントに対する回答が出ただけで、素案が無ければどこがどう変わったか分からない。ですので、期間が終わったら削除するのではなく、終了しましたということで、ホームページには素案を残していただきたい。今回は、そうならないようお願いしたい。

**【事務局】**

ありがとうございます。前はそういったことがあったようですが、今回は終了しても、しばらくは、素案の方は掲載したいと思います。ありがとうございました。

**【課長】**

ありがとうございました。他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようでございますので、以上をもちまして、全ての議事を終了させていただきます。

本日、委員の皆様から頂いた貴重なご意見、また、パブリックコメントによるご意見などを参考に、修正等を行い、次回の会議において、お示ししたいと考えております。

本日は、貴重なご意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。

以上で、周防大島町防災会議を終了いたします。ありがとうございました。